



## 財政部が12月決算企業の営利事業所得税申告の1ヶ月延長、及び10税目の無利息での納税期間延長又は分割納税措置を公表

財政部はアメリカの「相互関税」政策による台湾経済への影響を考慮し、2024年度所得税申告・納付期間を2025年5月1日～5月31日から5月1日～6月30日へ1ヶ月延長することを公表しました。また、納税義務者の無利息での納税期間延長又は分割納税の申請が可能とする一連の支援措置も公表しました。

### 一、所得税申告・納付期間の延長(全ての企業に適用)

- **申告・納付期間の延長**: 2024年度所得税申告・納付期間は2025年5月1日～5月31日から5月1日～6月30日へ延長(個人所得税申告を含む)
- 主務機関への研究開発、スマート機械、5Gの投資税額控除の申請期限は営利事業所得税確定申告の締切日に準じているため、所得税申告期限と共に2025年6月30日まで延長
- 所得及び税額控除資料の検索期間は4月28日～6月30日へ延長

### 二、無利息での納税期間延長又は分割納税(条件を満たし、申請が必要)

- **適用税目**: 所得税(営利事業所得税、個人所得税、建物・土地合一税)、営業税、物品税、タバコ・

酒税、特種物品・役務税、家屋税、地価税、ナンバープレート使用税等

- **申請条件**: アメリカの「相互関税」政策の影響を受け、規定期間内で税金の全額納付が不可能な納税義務者
- **納税期間延長及び分割納税**: 最大1年の期間延長(税金の一括納付)及び最大3年間にわたる分割納税(月払いで36期)の申請が可能
- **申請手続**: 納税義務者は規定の納税期限までに申請書及び関連証明書類を添付して、税務機関に納税期間の延長又は分割納税を申請する必要があります。

### 三、その他重要な情報

- 特殊案件(例えば、決算・清算)の申告・納税締切日が2025年5月1日～5月31日の期間に含まれる場合は30日延長されます。

※但し、3月決算の日本企業の場合、申告・納税締切日が2025年8月1日～8月31日の期間に含まれるため、延長の規定は適用されません。

- CFCの会計士による監査済財務諸表又は代替書類について、提出期限の延長を申請する場合、2025年12月31日まで延長することができます。

#### 四、注意事項

税金徴収法第27条の規定により、納税義務者が許可を受けた延長又は分割納税のいずれかの納付期限の納税額を納付していない場合、税務機関は当該期の支払満期日の翌日から3日以内に、未払税金残高を10日以内に納付するよう通知書を納税義務者に送付しなければなりません。所定期限を超過して納付されない場合は強制執行手続を行います。

納税期間の延長又は分割納税を申請し、許可を受けた場合においても、青色申告、会計士監査案件等に関する租税優遇の規定（例えば、10年間の繰越欠損金控除など）の適用が可能です。但し、いずれかの納税時期に期限内に納付しなかった場合、税務機関は未払税金残高全額を請求するほか、当該年度の営利事業所得税確定申告案件は青色申告・会計士監査案件ではない通常申告案件として取扱うため、上記の租税優遇の適用はできなくなります。



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587  
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195  
E kojitomonoko@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584  
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617  
E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369  
E karenwu@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374  
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

